

昭和五十八年七月二十九日受領
答 弁 第 六 号

(質問の 六)

内閣衆質九九第六号

昭和五十八年七月二十九日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員小川国彦君提出奥鬼怒スーパー林道に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員小川国彦君提出奥鬼怒スーパー林道に関する質問に対する答弁書

一について

奥鬼怒地域は日光国立公園の重要な地域であり、同地域における施策の策定及びその実施は、自然環境の保全を基本として進められるべきであると考えている。

奥鬼怒林道についても、このような観点から慎重に検討し、開設することとしたところである。

二及び三について

奥鬼怒地域における森林の開発は、豊富な森林資源の活用及び林地の荒廃防止を図る上で必要である。

奥鬼怒林道は、このような奥鬼怒地域における森林の開発に不可欠であるのみならず、地域

住民の生活環境の整備、山村特産物の生産、販売等にも寄与するものであり、自然環境の保全に十分配慮しつつ、適正な工事を実施してまいりたい。

四について

奥鬼怒林道は、山村特産物の生産、販売等地域住民の生活基盤となる産業の振興にも役立つものであり、森林開発公団法第十八条第一項第一号の二に規定する林道に該当する。

なお、延長部分（栃木県塩谷郡栗山村加仁湯付近から群馬県利根郡片品村大字戸倉字船ヶ原まで）については、観光目的の車両の乗り入れは規制するが、林業、地域住民の生活等に必要な車両の乗り入れは認めることとしている。

五について

奥鬼怒林道の開設により受益する区域の森林面積は約一万ヘクタールに及び、当該区域の利用可能な森林の蓄積量も約百五十万立方メートルに達する等、奥鬼怒林道の開設が伐採、保育

等の林業活動に及ぼす効果は、極めて大きい。

六について

奥鬼怒林道の開設については、関係地方公共団体等を通じて御指摘の奥鬼怒四湯組合を含む関係住民への説明を行い、その理解を得ているところである。

七について

奥鬼怒林道の開設に際しては、自然環境への影響についての調査を行ったところであり、今後の工事の実施に当たっては、当該調査結果に即して、幅員の縮小、自然環境の保全に留意した工法の採用等により、自然環境の保全に遺漏のないようにしてまいりたい。

八について

奥鬼怒林道の一部について行われた拡幅工事は、林産物の搬出等林道機能の向上を図るためのものであり、奥鬼怒林道の補助目的に沿ったものと考えている。

右答弁する。